

スポーツ庁が平成30年3月に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、本校の運動部活動の在り方に関する方針を以下のように定める。

1 活動計画及び活動実績について

- (1) 運動部顧問は、年間の活動計画及び毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- (2) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- (3) 本活動指針と上記で作成した年間の活動計画をホームページで公開する。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- (1) 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 運動部顧問は、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

3 適切な休養日の設定

運動部活動における休養日及び活動時間については、本校の生徒や地域の実態及び競技の特性や活動環境、学校運営の実情等を考慮し、以下のように定める。

- (1) 年間平均で、週当たり2日程度の休養日を設ける。週末に大会・練習試合等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (2) 運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、1週間程度の休養日（オフシーズン）を設ける。
- (3) 平日の活動時間は、2時間程度とする。学校の休業日の活動時間は、3時間程度とする。（練習試合等特別な場合は、除く。）

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

- (1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置  
生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部の設置に努めるなど、適正な数の運動部を設置する。
- (2) 地域との連携等  
ア 学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に基づいた、地域におけるスポーツ環境整備を進める。  
イ 学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

学校の運動部が参加する大会・試合を把握し、生徒の教育上の意義を考慮して、週末等に開催される様々な大会に参加することが生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、参加する大会数等の上限の目安を定めるなど、参加する大会等を精査する。